



# 栃木県公報

令和2(2020)年  
4月3日(金)  
第93号

## 目次

### 告 示

- 栃木県一般会計補正予算..... 309
- 各種学校の廃止認可..... 315
- 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定..... 315
- 予定保安林..... 315
- 地籍調査事業計画の決定..... 316
- 土地改良区の設立に対する適当決定及び公告縦覧..... 317
- 県営土地改良事業計画の決定..... 317
- 同..... 318
- 道路の区域の変更..... 318
- 道路の供用開始..... 318
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定..... 319

### 公 告

- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新..... 319
- 建設業者の監督処分..... 319
- 基本測量の終了..... 320
- 公共測量の終了..... 320

### 選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の指定..... 320

## 告 示

### 栃木県告示第209号

令和2年度栃木県一般会計補正予算(第1号)等については、令和2(2020)年3月27日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和2(2020)年4月3日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 令和2年度栃木県一般会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症への対応のため、国の緊急対応策(第2弾)に呼応し、検査・医療提供体制の整備等を行うとともに、中小企業の資金繰りの支援や、有料道路の無料化による県民の観光需要喚起等に迅速かつ適切に対処することとし、令和元年度3月補正予算と一体として編成したものである。

補正予算の総額は、76億471万円の増額となり、既定予算が8,373億7,000万円であったので、補正後の予算総額は、8,449億7,471万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

#### (1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)

1	県	税	250,000,000		250,000,000
2	地方消費税清算金		88,688,000		88,688,000
3	地方譲与税		37,297,000		37,297,000
4	地方特例交付金		1,500,000		1,500,000
5	地方交付税		129,800,000		129,800,000
6	交通安全対策特別交付金		600,000		600,000
7	分担金及び負担金		2,797,778		2,797,778
8	使用料及び手数料		11,308,210		11,308,210
9	国庫支出金		109,658,908	270,562	109,929,470
10	財産収入		1,491,970		1,491,970
11	寄附金		260,490		260,490
12	繰入金		23,204,133	159,858	23,363,991
13	繰越金		1,000,000	1,113,590	2,113,590
14	諸収入		66,563,511	6,060,700	72,624,211
15	県債		113,200,000		113,200,000
	合	計	837,370,000	7,604,710	844,974,710

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議会費	1,475,418		1,475,418
2 総務費	38,577,741		38,577,741
3 民生費	106,654,244	407,641	107,061,885
4 衛生費	56,142,115	155,417	56,297,532
5 労働費	2,123,011		2,123,011
6 農林水産業費	35,367,048		35,367,048
7 商工費	51,269,904	6,750,652	58,020,556
8 土木費	90,607,360	250,000	90,857,360
9 警察費	48,063,627		48,063,627
10 教育費	187,844,581	41,000	187,885,581
11 災害復旧費	24,895,916		24,895,916
12 公債費	102,463,885		102,463,885
13 諸支出金	91,385,150		91,385,150
14 予備費	500,000		500,000
合	837,370,000	7,604,710	844,974,710

## (3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
----	--------------	------------	--------------

1	職員費	201,945,644		201,945,644
2	公共事業費	61,295,292		61,295,292
3	建設事業費	64,139,305		64,139,305
4	公債償還費	102,463,885		102,463,885
5	主要義務費	133,731,218	144,418	133,875,636
6	税交付金等	91,385,150		91,385,150
7	一般行政費	82,892,391	713,097	83,605,488
8	受託事務費	2,085,748		2,085,748
9	県単補助金	14,758,300	686,495	15,444,795
10	県単貸付金	50,647,384	6,060,700	56,708,084
11	災害復旧費	24,820,283		24,820,283
12	直轄事業負担金	7,205,400		7,205,400
	合計	837,370,000	7,604,710	844,974,710

部局別主要事業

(単位 千円)

事業名	予算額	説明
〔保健福祉部〕 1 感染拡大防止対策事業費	263,223	新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策支援に要する経費 ・事業内容 マスク及び消毒液の一括購入・配布等 1 保護施設等 1,012 2 介護施設等 159,858 3 障害者支援施設等 97,125 4 認可外保育施設 598 5 児童養護施設等 4,630
2 帰国者・接触者相談センター運営費	14,540	新型コロナウイルス感染症の相談業務等を担う帰国者・接触者相談センターの強化に要する経費 ・事業内容 外部委託による24時間電話相談の実施
3 新型コロナウイルス感染症医療提供体制等整備事業費	140,877	1 外来協力医療機関設備整備費 20,406 ・整備内容 空気清浄機、パーテーション、個人防護服、簡易ベッド ・補助率 10/10 (国 1/2、県 1/2) 2 入院協力医療機関設備整備費 94,649 ・整備内容 簡易陰圧装置、人工呼吸器 ・補助率 10/10 (国 1/2、県 1/2) 3 PCR検査体制強化等事業費 25,822 (1)PCR検査実施事業費 7,206 (2)PCR検査体制強化事業費 10,647 (3)PCR検査機器整備事業費 7,969 ・事業主体 県内医療機関 ・補助率 国 1/2
4 児童施設措置費	144,418	障害児の施設通所等に要する経費の補正 (補正前) 2,466,948→(補正後) 2,611,366 ・実施主体 市町 ・補助対象 特別支援学校等の臨時休業に伴い、追加的に生じた放課後等デイサービスの利用に要する経費

		・補助率 10/10
5 幼稚園感染拡大防止対策事業費	41,000	学校法人立幼稚園等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策への助成 ・補助対象 保健衛生用品の購入等に要する経費 ・補助率 国 10/10 ・対象園数 82園
〔産業労働観光部〕 6 サプライチェーン再構築支援事業費	100,000	県内の中小企業等がサプライチェーン再構築のために行う生産設備の整備等に対する助成 ・補助対象 機械装置費、工具器具費、工事費（機械装置の導入に伴う軽微なものに限る。）等 ・補助率 2/3 ・補助限度額 10,000千円
7 産業活性化金融対策費	6,060,700	売上高等が減少している県内中小企業を支援するための「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」の貸付けに要する経費 〔資金の概要〕 ・融資枠 200億円 ・融資対象者 (1)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上高等が減少している中小企業 (2)危機関連保証を利用する中小企業 ・融資限度額 8,000万円 ・融資利率 1.2%以内 ・融資期間 10年以内（うち据置期間2年以内）
8 新型コロナウイルス感染症緊急対策資金保証料補給事業費	242,550	新型コロナウイルス感染症緊急対策資金を利用した中小企業への保証料補給に要する経費 ・保証料率（県負担分） 0.2% ※一般保証は保証料率の30%
9 新型コロナウイルス感染症緊急対策資金利子補給事業費	276,000	新型コロナウイルス感染症緊急対策資金を利用した中小企業への利子補給に要する経費 ・補給対象 令和2(2020)年3月2日から令和3(2021)年3月末日までに実行された融資 ・補給期間 融資実行後1年間 ・補給割合 10/10 ・債務負担行為限度額 240,000千円
10 外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン運営費	6,902	外国人向け新型コロナウイルス相談ホットラインの運営に要する経費 ・事業内容 外部委託による24時間電話対応の実施（20言語）
11 観光業感染症対策支援事業費	64,500	将来の観光需要回復に向けた取組に対する助成 1 宿泊施設環境整備促進事業費 37,500 ・実施主体 複数の宿泊事業者等により構成される団体等 ・補助対象 無料Wi-Fi環境整備、洋式トイレの整備等 ・補助率 国 1/3（直接）、県 1/3 ・補助限度額 1,500千円 2 感染拡大防止対策事業費 27,000 ・実施主体 市町観光協会等 ・補助対象 マスク及び消毒液購入、研修会開催等 ・補助率 10/10

		・補助限度額 1,000千円
[県土整備部] 12有料道路無料化事業費	250,000	有料道路無料化に係る県道路公社への損失補てんに要する経費 ・実施期間 令和2(2020)年4月1日~同年5月31日のうち 37日間(4/1~5、4/24~5/10、その他の金曜日~日曜日)

2 令和元年度栃木県一般会計補正予算(第8号)

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症への対応のため、国の緊急対応策(第2弾)に呼応して、令和2年度補正予算と一体として編成し、検査・医療提供体制の整備や生活福祉資金の貸付原資の助成等に、迅速かつ適切に対処することとした。

また、県税収入の減少や2月補正予算で計上した国経済対策への呼応事業の内示等に伴い、歳入歳出予算の整理を行うとともに、財政調整基金の涵養を図ることとして編成したものである。

補正予算の総額は、307億8,349万円の減額となり、既定予算が8,730億1,844万円であったので、補正後の予算総額は、8,422億3,495万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	246,000,000	△ 2,000,000	244,000,000
2 地方消費税清算金	75,255,000	△ 2,885,000	72,370,000
3 地方譲与税	34,665,000	△ 258,405	34,406,595
4 地方特例交付金	3,239,383	△ 398,955	2,840,428
5 地方交付税	127,717,363		127,717,363
6 交通安全対策特別交付金	600,000	△ 144,799	455,201
7 分担金及び負担金	2,606,852		2,606,852
8 使用料及び手数料	10,988,120		10,988,120
9 国庫支出金	133,346,950	△ 13,563,076	119,783,874
10 財産収入	1,298,287		1,298,287
11 寄附金	223,657		223,657
12 繰入金	21,924,002	△ 2,939,122	18,984,880
13 繰越金	4,458,264		4,458,264
14 諸収入	72,445,562		72,445,562
15 県債	138,250,000	△ 8,594,133	129,655,867
合 計	873,018,440	△ 30,783,490	842,234,950

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議会費	1,501,440	△ 22,000	1,479,440
2 総務費	36,121,521	△ 585,000	35,536,521

3	民 生 費	107,028,325	△ 1,180,245	105,848,080
4	衛 生 費	56,886,912	41,755	56,928,667
5	勞 働 費	1,947,608		1,947,608
6	農 林 水 産 業 費	39,841,903	△ 450,000	39,391,903
7	商 工 費	60,523,022	△ 10,000	60,513,022
8	土 木 費	114,667,679	△ 7,837,000	106,830,679
9	警 察 費	43,836,033	△ 94,000	43,742,033
10	教 育 費	185,212,064	△ 2,276,000	182,936,064
11	災 害 復 旧 費	47,179,311	△ 15,305,000	31,874,311
12	公 債 償 還 費	100,702,302	△ 100,000	100,602,302
13	諸 支 出 金	77,070,320	△ 2,560,000	74,510,320
14	予 備 費	500,000	△ 406,000	94,000
	合 計	873,018,440	△ 30,783,490	842,234,950

## (3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区 分	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 職 員 費	200,107,741	△ 934,000	199,173,741
2 公 共 事 業 費	82,152,440	△ 7,984,000	74,168,440
3 建 設 事 業 費	72,513,357	△ 232,000	72,281,357
4 公 債 償 還 費	100,702,302	△ 100,000	100,602,302
5 主 要 義 務 費	128,517,805	△ 2,514,000	126,003,805
6 税 交 付 金 等	77,070,320	△ 2,560,000	74,510,320
7 一 般 行 政 費	82,111,217	△ 671,490	81,439,727
8 受 託 事 務 費	1,738,037		1,738,037
9 県 単 補 助 金	14,446,565	△ 432,000	14,014,565
10 県 単 貸 付 金	61,124,837	△ 123,000	61,001,837
11 災 害 復 旧 費	44,866,356	△ 14,863,000	30,003,356
12 直 轄 事 業 負 担 金	7,667,463	△ 370,000	7,297,463
合 計	873,018,440	△ 30,783,490	842,234,950

## 部局別主要事業

(単位 千円)

事 業 名	予 算 額	説 明
[保健福祉部] 1 生活福祉資金貸付事業費	469,000	生活福祉資金貸付事業(緊急小口資金及び総合支援資金)の実施に伴う貸付原資等に対する助成 ・実施主体 (福)栃木県社会福祉協議会 ・補助率 国 10/10

2 新型コロナウイルス感染症医療提供体制等整備事業費	71,755	1 入院協力医療機関設備整備費 70,000 ・整備内容 人工肺 ・補助率 10/10 (国 1/2、県 1/2) 2 PCR検査体制強化事業費 1,755
3 在宅就労導入支援事業費	1,755	就労系障害福祉サービス事業者における在宅就労導入の支援に要する経費 ・補助対象 パソコン、周辺機器の購入等に要する経費 ・補助率 国 10/10

(財政課)

栃木県告示第210号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第2項において準用する同法第4条第1項の規定により、令和2(2020)年3月31日付けで、次のとおり各種学校の廃止を認可した。

令和2(2020)年4月3日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	設 置 者
KMS学園	宇都宮市北一の沢町14番地5	河又 弘子
足利珠算学校	足利市井草町2400番地	川原井 正次

(文書学事課)

栃木県告示第211号

令和元(2019)年10月12日に発生した台風第19号による災害において、次の地域内に居住していた世帯を被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに定める世帯(長期避難世帯)とする。

令和2(2020)年4月3日

栃木県知事 福田 富一

- 1 長期避難世帯の居住していた市町村名及び地域名  
鹿沼市旭が丘135-13  
鹿沼市旭が丘135-14
- 2 長期避難世帯となった日  
令和元(2019)年10月17日

(危機管理課)

栃木県告示第212号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2(2020)年4月3日

栃木県知事 福田 富一

- I
- 1 保安林予定森林の所在場所  
宇都宮市新里町丙字栗谷入1295-1
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字栗谷入1295-1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## II

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市上南摩町字小中手318-3、318-4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小中手318-3・318-4(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## III

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市日吉町字高山下450-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

### 栃木県告示第213号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、令和元(2019)年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

令和2(2020)年4月3日

栃木県知事 福田 富一

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
大田原市	大田原市のうち黒羽田町Ⅰ・八塩Ⅰ、下石上Ⅱ・薄葉Ⅰ及び薄葉Ⅱ地区	令和元(2019)年4月1日から令和2(2020)年6月30日まで
那須塩原市	那須塩原市のうち島方Ⅲ及び下中野Ⅳ地区	
那須町	那須町のうち丸山Ⅰ及び廻り谷地区	
栃木県森林組合連合会	大田原市のうち大田原市須賀川A地区、那須烏山市のうち那須烏山市大木須A及び那須烏山市大木須B地区	令和元(2019)年4月1日から令和2(2020)年5月29日まで

(農村振興課)

栃木県告示第214号

次の者から申請のあった土地改良区の設立に関し、土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、土地改良事業計画及び定款について審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同項の規定により、土地改良事業計画書及び定款の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

令和2(2020)年4月3日

栃木県知事 福田 富一

申請人		土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
住所	氏名					
宇都宮市 海道町 484-2	小林 剛 ほか17名	海道土地改良区	維持管理事業	令和2(2020)年4月6日から同年5月7日まで	令和2(2020)年5月22日	河内農業振興事務所

栃木県告示第215号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和2(2020)年4月3日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営赤城地区土地改良(区画整理)事業	令和2(2020)年4月6日から同年5月7日まで	令和2(2020)年5月22日	安足農業振興事務所

栃木県告示第216号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条の3第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条の3第7項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和2(2020)年4月3日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営稲毛田地区土地改良（区画整理）事業	令和2(2020)年4月6日から同年5月7日まで	令和2(2020)年5月22日	芳賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年4月3日から同年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年4月3日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 草久足尾線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
258	前	鹿沼市草久956から 鹿沼市草久960まで	14.6～16.6	130.0	
	後A	鹿沼市草久956から 鹿沼市草久960まで	14.6～16.6	130.0	
	後B	鹿沼市草久956から 鹿沼市草久960まで	5.0～8.0	134.0	

栃木県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年4月3日から同年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年4月3日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
258	主要地方道 草久足尾線	鹿沼市草久956から 鹿沼市草久960まで	令和2(2020)年 4月3日

(道路保全課)

## 栃木県告示第219号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月3日

栃木県知事 福田 富一

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル	栃木県宇都宮市操町3-10	令和2(2020)年3月26日

(住宅課)

**公 告**

## ○認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第51条第2項の規定により次のとおり認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第5項において準用する同法第49条第2項の規定により公示する。

令和2(2020)年4月3日

栃木県知事 福田 富一

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事務所の所在地	認定の有効期間
特定非営利活動法人まごの手	小暮 悦子	栃木県佐野市新吉水町375番地	-	令和2(2020)年7月9日から令和7(2025)年7月8日まで

(県民文化課)

## ○建設業者の監督処分

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2(2020)年4月3日

栃木県知事 福田 富一

- 処分をした年月日  
令和2(2020)年3月25日
- 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
株式会社歩工業  
宇都宮市西一の沢町15番23号  
代表取締役 石川 浩幸  
栃木県知事許可(般-30)第22827号
- 処分の内容  
建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し
- 取消しに係る建設業  
とび・土工工事業に関する一般建設業
- 処分の原因となった事実

株式会社歩工業が、平成30(2018)年5月29日付けで行った建設業許可の更新申請において、既に退職した者をとび・土工工事の専任技術者として関係書類を提出し、不正の手段により同年6月23日に建設業の許

可を取得していたこと（建設業法第29条第1項第5号該当）。

○基本測量の終了

令和元(2019)年5月17日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月3日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
基本測量（航空重力測量）
- 2 作業地域  
栃木県全域
- 3 作業期間  
令和元(2019)年5月7日から令和2(2020)年3月19日まで

○公共測量の終了

令和元(2019)年10月25日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、那須農業振興事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月3日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
大田原市
- 3 作業期間  
令和元(2019)年11月1日から令和2(2020)年3月13日まで

(監理課)

**選挙管理委員会**

栃木県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として次のとおり指定したので告示する。

令和2(2020)年4月3日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

施設 の 名 称	所 在 地
社会福祉法人すぎの芽会 地域密着型特別養護老人ホーム なつば	宇都宮市中岡本町3720-67